

各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

各 連 結 法 人 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 に 関 す る 明 細												
試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における試験研究費の額		1	円	繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額	一 部 控 除 の 場 合	最初の超過連結事業年度	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	10	円		
	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2				$(8) \times \frac{(9)}{(10)}$	11				
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 (別表六の二(四)「7」)		3				最初の超過連結事業年度の開始の日前の各連結事業年度	税 額 控 除 未 済 額 (別表六の二(四)付表二「36」、別表六の二(四)付表三「36」又は別表六の二(四)付表四「36」)	12			
	試 験 研 究 費 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$		4					各 連 結 法 人 の 各 連 結 事 業 年 度 の 試 験 研 究 費 の 額	13			
繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額	全額控除の場合		繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 (各連結法人の別表六の二(四)付表二、別表六の二(四)付表三及び別表六の二(四)付表四)	5					各 連 結 事 業 年 度 の 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の(13)の合計)	14		
	一 部 控 除 の 場 合	最初の超過連結事業年度の	繰 越 控 除 金 額 (別表六の二(四)「15」)	6				$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15			
			直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(四)付表二「39」+別表六の二(四)付表三「39」+別表六の二(四)付表四「39」)	7			繰越中小連結法人税額控除限度超過額 に係る当期控除額の個別帰属額 $(5) \text{又は} ((11) + (15))$		16			
			$(6) - (7)$	8		各連結法人の繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細						
			各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額	9			当 期 控 除 未 済 金 額 (別表六の二(四)「2」-「7」)		17	円		
						(17)のうち各連結法人の個別帰属額 $(17) \times \frac{(1)}{(2)}$		18				

別表六の二(四)付表一 平二十三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(四)付表一の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項又は第7項《中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（同法第68条の9の2第1項又は第5項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》）の規定により読み替えて適用する場

合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。